

○中部大学内部質保証推進委員会規程

2019年9月18日

制定

(設置)

第1条 中部大学（以下「本学」という。）に、中部大学内部質保証推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、教育研究等諸活動の質を継続的に向上させる取組（以下「内部質保証」という。）により、本学の教育研究等諸活動の水準の維持及び充実に資することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 内部質保証に関する事項
- (2) 自己点検・評価の在り方に関する事項
- (3) 自己点検・評価結果に基づく改善に関する事項
- (4) 外部評価の実施とその結果に基づく改善に関する事項
- (5) 大学機関別認証評価の受審とその結果に基づく改善に関する事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 大学企画室長
 - (4) 大学事務局長
 - (5) 学長が指名する者
- 2 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 4 第1項第5号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前項の委員に欠員が生じ、学長が欠員を補充する場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(外部評価の実施)

第5条 委員会は、本学における内部質保証の在り方等について、外部評価員による評価（以下「外部評価」という。）を受けるものとする。

2 外部評価に係る詳細については、別に定める。

(大学機関別認証評価の受審)

第6条 委員会は、大学機関別認証評価（以下「認証評価」という。）の受審に関する重要事項を審議し、中部大学協議会（以下「協議会」という。）に付議する。

2 委員会は前項の審議に際し、中部大学自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）に意見を求めることができる。

(改善への取組)

第7条 委員会は、自己点検・評価委員会から自己点検・評価結果の報告と全学的課題の提案を受ける。

2 委員会は、前項及び外部評価の結果に基づき、全学的課題と責任者を審議・決定し、協議会に報告する。

3 委員会は、認証評価の結果に基づき、大学全体および個別組織への指示をはじめとする改善方策を審議・決定し、協議会に報告する。

4 委員会は、評価結果のうち必要と考える事項について、責任者及び当該組織に改善の実施を指示し、報告を受けるものとする。

5 委員会は、前項の改善結果を協議会に報告する。

(情報の公表)

第8条 委員会は、本規程に定める事項の結果を、学内外に公表するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、大学企画部において処理する。

(運営細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、2019年9月18日から施行し、2019年9月1日から適用する。

附 則（2023年1月18日）

この規程は、2023年1月18日から施行し、2023年1月1日から適用する。

附 則（2025年4月1日）

この規程は、2025年4月1日から施行する。